

第 1 意見募集期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）～同年 12 月 1 日（金）

第 2 意見数

1 件

第 3 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるようにすべきであり、法令によって安全性についての配慮が行われるようにするための記述がある事は重要であるため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 9 条第 1 項及び同条第 2 項中「その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」とし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応について法令で義務化を行うようにするのが適切と考える。（個人）	公正取引委員会は、サイバーセキュリティ戦略本部がサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定した「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、情報セキュリティ対策を講じているところです。 「適切な方法」には、御指摘の「安全性についての配慮」が当然に含まれるものですので、原案どおりいたします。